

事例でわかる！ 税効果会計の仕訳 ハンドブック



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

事例でわかる！税効果会計の仕訳ハンドブック

そもそも繰延税金資産とは？

会計上の「利益」と、法人税法上の「所得」は計算ルールが異なるため、ズレが生じます。

例えば、会計上は「費用」としたものが、税務上はまだ「損金」として認められない場合、その時点では税金を多く払うことになります。この「将来、減らすことができる税金」を資産計上したものが繰延税金資産です。

事例でわかる！税効果会計の仕訳ハンドブック

【実践】発生と解消の仕訳事例

法定実効税率を30%と仮定し、賞与引当金（会計上の費用だが、支払うまで税務上の損金にならないもの）を1,000円計上したケースで考えます。

1. 発生時（決算）

税務上否認された費用（1,000円）に対し、将来減額が見込まれるもしくは減らすことが見込まれる税金分（300円）を資産計上します。これにより、当期の税引後利益が適正に調整されます。

借方	金額	貸方	金額
繰延税金資産	300	法人税等調整額	300

2. 解消時（翌期以降、賞与支給時）

賞与を実際に支払い、税務上も損金として認められたタイミングで資産を取り崩します。

借方	金額	貸方	金額
法人税等調整額	300	繰延税金資産	300

事例でわかる！税効果会計の仕訳ハンドブック

注意すべき「回収可能性」と「取り崩し」

繰延税金資産は、無条件に計上できるわけではありません。「将来、十分な黒字（課税所得）が出て、税金が減る効果を確実に享受できる」という見込み（回収可能性）が必要です。

- ・業績が悪化した場合：

将来の黒字が見込めなくなると、過去に計上した繰延税金資産を取り崩す必要があります。

- ・決算への影響：

取り崩しは「法人税等調整額（費用）」の計上となるため、その期の純利益が減少する要因となります。